

## 家電4品目を処分する際のポイント

家電製品(4品目)は「家電リサイクル法」により、処分方法が粗大ごみと異なります。また、回収とリサイクルにかかる費用は、使用者がリサイクル料を負担することになっています。

※製品のメーカーや大きさによってリサイクル料金が異なります。

### ■対象の家電製品(4品目)

- ①洗濯機・衣類乾燥機
- ②テレビ(液晶テレビを含む)
- ③エアコン
- ④冷蔵庫・冷凍庫

### ■処分の方法

○買い換えのとき

○新製品を購入した小売店で、

### ■リサイクル券の金額の目安(参考)

対象品目	リサイクル料金(税抜)	収集運搬料金
洗濯機・衣類乾燥機	2,400円	許可業者により 異なります。 があります。
テレビ	15型以下…1,700円 16型以上…2,700円	
エアコン	2,000円	
冷蔵庫・冷凍庫	170ℓ以下…3,600円 171ℓ以上…4,600円	

※リサイクル券は製品のメーカー、型番を確認の上、郵便局で購入してください。

- 【市許可業者】
- 中澤産業(株) ☎ 58 - 6214
- 水海道産業(株)みらい平支店 ☎ 21 - 6077

リサイクル料を負担し処分を依頼する。

○買い換え以外のとき

**方法①**：処分する製品を、家電量販店へ持ち込み、リサイクル料を負担し処分を依頼する。

**方法②**：郵便局で家電リサイクル券を購入し、市許可業者に処分を依頼する。

※運搬料、リサイクル料の負担があります。

## 使用済み小型家電の回収にご協力を

市ではレアメタルなどの金属資源の有効活用を図るため、使用済み小型家電を回収しています。

### ◎小型家電ってどんなもの？

小型家電とは、30㎝×15㎝以下(回収ボックスに投入できるもの)の電気や電池で動く使用済みの家庭用小型家電のことです。

※例：携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、音楽プレーヤー、各種メモリ(USB、SDカードなど)、電卓など。排出禁止物以外のもので、ボックスに入る大きさの家電製品が対象です。

### ◎回収ボックスへの排出時の注意

・袋や箱から出しておく  
・携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデー

- タを削除する
- ・電池などは取り外しておく
- ※回収ボックスに入らないものは、従来どおりの方法で排出してください。
- ◎次のものは排出禁止です
- ・家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)
- ・パソコン本体(パソコン用ディスプレイ含む)・乾電池、蛍光灯
- ◎回収ボックス設置箇所
- ・伊奈庁舎・谷和原庁舎・伊奈公民館・谷和原公民館・保健福祉センター・図書館・小絹コミュニティセンター・みらい平コミュニティセンター・カスミ谷
- 井田店・カスミみらい平駅前店・ヨークベニマルつくばみらい店

## 空き地の適正な管理をお願いします

空き地は、その所有者(管理者)が管理しなければなりません。管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなど近隣の方々に不快感を与え、病虫害が発生する原因にもなりかねません。

### ■除草は年2回以上が目安です

雑草は5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期にその勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分でないため、雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。

ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに依頼しての除草作業を定期的に行ってください。また、所有者の皆さんは、空き地の定期的な見回りをするなどの適正な管理を心がけてください。

## 不法投棄は犯罪です

一部の心ない人により、山林、道路際、河川敷、空き地などで不法に投棄された廃棄物があると増える傾向にあります。不法投棄は、罪が非常に重

く、個人の場合5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースは、3億円以下の罰金が処されることになっています。

不法投棄された廃棄物を放置することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発して環境汚染を引き起こし、生活環境を悪化させることとなります。

そして、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないと思っっている方が多いことです。他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。皆さんの手で生活環境を守っていきましょう。

また、不法投棄の防止には不法投棄されない環境をつくることも大切です。特に自己所有地や管理地への不法投棄も多くなっていますので、所有者・管理者の皆さんは柵などを設置するなど、不法投棄の未然防止に努めてください。

もし、大量・悪質な不法投棄している現場を見かけたら、市役所生活環境課廃棄物対策室までご連絡ください。